

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 7 年 2 月 1 9 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和6年11月7日から令和6年12月6日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただき、うち2件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【裾切値の規定】 「令第18条第3号の含有量（重量パーセント）」は「ラベル表示の義務対象物質の裾切値」、「令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）」は「SDS交付の義務対象物質の裾切値」ということでしょうか。	本告示別表第2に記載の「令第18条第3号の含有量（重量パーセント）」は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第57条で定められたラベル表示に係る裾切値、「令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）」は、法第57条の2で定められたSDS交付等に係る裾切値です。
2	【個別の裾切値】 ・「鉱油」について、現在設定されている裾切値と変わらないということでしょうか。もし現行とは変更になるのであれば反対します。 ・リフラクトリーセラミックファイバーのラベル表示の裾切値が1%→0.1%に変更される根拠はなにか。	・本告示改正案では、「鉱油」の裾切値に変更はありません。 ・「リフラクトリーセラミックファイバー」は、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）（令和7年4月1日施行）において、ラベル表示の裾切値は0.1%と定められており、本告示改正案では変更はありません。なお、本告示改正案によりラベル表示に係る裾切値が現在の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第2の

		値より低い値に変更されるものについては、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、現在の安衛則別表第 2 の値に据え置くとされています。
--	--	---

- 本告示案とは直接関係の無い御意見として、国による GHS 分類の方法、結果等に関する御意見がありました。